

公 告

令和7年(2025年)4月16日

市有財産（病院財産）を一般競争入札により売却するにあたり、下記のとおり公告する。

真庭市国民健康保険湯原温泉病院

事業管理者 岡 孝 一

記

1 入札に付する物件の所在等

[物 件] 湯原温泉病院 旧職員住宅

土 地 [所 在] 真庭市湯原温泉字陰平 353 番 1

[地 目] 宅地

[地 積] 1,899.00 m²

建 物 [建 築 年] 昭和 49 年

(A 棟) [延床面積] 92.19 m²

[構 造] 軽量鉄骨造セメント板ぶき平家建

建 物 [建 築 年] 昭和 49 年

(B 棟) [延床面積] 92.19 m²

[構 造] 軽量鉄骨造セメント板ぶき平家建

建 物 [建 築 年] 昭和 49 年

(C 棟) [延床面積] 92.19 m²

[構 造] 軽量鉄骨造セメント板ぶき平家建

建 物 [建 築 年] 昭和 49 年

(D 棟) [延床面積] 92.19 m²

[構 造] 軽量鉄骨造セメント板ぶき平家建

2 最低売却価格（予定価格）

[物件] 湯原温泉病院 旧職員住宅 10,970,000 円

3 入札参加者の資格

入札には原則、誰でも参加できるが、次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 日本国内に住所、事務所又は事業所を有しない個人又は法人
- (2) 市町村へ納付すべき税、使用料、分担金等の滞納がある者
- (3) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 次のいずれかに該当し、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 真庭市国民健康保険湯原温泉病院（真庭市）との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 真庭市国民健康保険湯原温泉病院（真庭市）の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 真庭市国民健康保険湯原温泉病院（真庭市）の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は真庭市国民健康保険湯原温泉病院（真庭市）との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして、真庭市国民健康保険湯原温泉病院（真庭市）との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人の場合は、代表者若しくはその構成員の中に暴力団員が含まれている者
- (6) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (7) 各号に掲げる者から委託を受けた者

4 契約条項を示す日時及び場所

日時：令和7年4月16日(水)から令和7年7月15日(火)

※土曜日と日曜日、祝日及び振替休日を除く

午前9時から午後5時

場所：真庭市下湯原 56

真庭市国民健康保険湯原温泉病院 事務部総合企画課

(真庭市国民健康保険湯原温泉病院 2階)

5 入札参加申込み

- (1) 期 間 令和7年4月16日(水) から令和7年7月15日(火)
(土曜日と日曜日、祝日及び振替休日を除く) 必着
- (2) 方 法 下記必要書類を窓口まで持参又は郵送(配達記録郵便又は簡易書留)
- (3) 必要書類 一般競争入札参加申込書、印鑑登録証明書、住民票
(法人は商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書)、完納証明書、
暴力団等に関与のない旨等の誓約書兼承諾書
- (4) 郵送先・窓口 〒717-0403 真庭市下湯原 56
真庭市国民健康保険湯原温泉病院 事務部総合企画課
- (5) 受付時間 午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)

6 入札

- (1) 日 時 令和7年7月16日(水) 午前10時～
- (2) 必要書類等 入札保証金収証書、入札書(代理人の場合は委任状が必要)、受付
印が押された一般競争入札参加申込書の写し、印鑑(申込書で使用した
印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印)、筆記用具(黒
又は青の万年筆又はボールペン)、通帳(落札者とならなかった時、入札
保証金を還付する場合に必要)
- (3) 場 所 真庭市下湯原 56 真庭市国民健康保険湯原温泉病院 3階会議室

7 入札保証金

入札参加者は、入札当日の受付前(入札の30分前から受付を開始)までに真庭市国民健康

保険湯原温泉病院（事務部総合企画課）で、各自の見積る入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金（1 円未満切上げ）を所定の入札保証金納付書を用いて現金で納付する。

8 契約の締結

落札者は、真庭市国民健康保険湯原温泉病院と令和 7 年 7 月 29 日（火）までに売買契約を締結しなければならない。

9 契約保証金、売買代金の支払及び所有権移転等

（1）契約保証金、売買代金の支払方法

ア 契約保証金（売買代金の 100 分の 10 に相当する金額）は、入札保証金が契約保証金の一部に充当された残金について、真庭市国民健康保険湯原温泉病院が発行する請求書に基づき、契約締結日から金融機関営業日を数え 20 日以内に指定する預金口座に振込（納付）することとなります。

イ 売買代金の完納期限は、契約締結後金融機関の 20 営業日以内となります。（指定期日は、別途協議することとします。）また、売買代金は、契約保証金が売買代金の一部に充当された残金について、真庭市国民健康保険湯原温泉病院が発行する請求書に基づき、指定期日までに残金を指定する預金口座に振込（納付）することとなります。

（2）所有権移転時期

売買代金が完納されたとき

（3）所有権移転方法

市の嘱託登記による

（4）契約及び登記費用

落札者負担

10 その他

詳細は令和 7 年 4 月 16 日（水）より公開する市有財産（病院資産）売却応募要領を参照してください。

【問い合わせ先】

真庭市国民健康保険湯原温泉病院 事務部総合企画課 電話 0867-62-2395